

藍住町ロードアドプト事業実施要領

(活動の目的)

第1条 この事業は、藍住町（以下「町」という。）が管理する道路におけるアドプト・プログラムに参加するボランティア団体を支援することで、ボランティア活動を活性化し、もって美しい町づくり、それを誇りに思う郷土愛や道路愛護意識の高揚を図るとともに、コミュニティのつながりを深めることを目的とする。

(参加資格)

第2条 この事業に参加する団体（以下「参加団体」という。）は、町内に所在地を有し、町管理道路において清掃美化活動を行う町内会、商工会、青年会等の地域住民団体、教育・行政機関、法人及びその従業員の団体とする。

(参加手続き)

第3条 参加団体と町とは、この事業を実施するに際し、確認事項等について、藍住町ロードアドプト事業に関する覚書（以下「覚書」という。）を締結するものとする。

- 2 参加団体は、前項の覚書の締結にあたって、様式第1号及び様式第2号を町長へ提出しなければならない。
- 3 参加団体は、前項の規定により提出した様式第1号又は様式第2号の内容に変更が生じた際は、速やかにこれを改めて町長へ提出しなければならない。
- 4 清掃美化活動を実施する区域等は、町と参加団体において協議し決定するものとする。
- 5 参加団体は、毎回活動実施後、速やかに様式第3号を町長へ提出しなければならない。

(参加団体の活動)

第4条 参加団体は、前条第1項の規定により覚書を締結した日から同日が属する年度の末日までの間において、4か月に1回以上の清掃美化活動を実施するものとする。

- 2 参加団体は、清掃美化活動と併せて、チラシ配布などのPR活動、イベント開催、その他の目的を持つ活動を行ってはならない。
- 3 参加団体は、清掃美化活動を行う際には、自己の責任において作業を行い、法令を守り、事故等が発生しないよう安全に十分配慮するものとする。
- 4 参加団体は、中学生以下の者が参加する場合は、必ず成人の保護者又は監督者をつけなければならない。
- 5 参加団体は、清掃美化活動中に事故が起こった場合は、遅滞なく町に連絡するとともに、速やかに様式第4号を町長へ提出しなければならない。

(ごみの取扱い)

第5条 活動により収集したごみは、参加団体のごみ袋に町承認のボランティアシール貼り付け、藍住町西クリーンステーションへ搬入するものとする。

- 2 参加団体は、収集したごみの搬入にあたって、様式第5号を町長へ提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請があった際には、速やかに内容を審査し、藍住町ロードアドプト事業に係るごみ搬入許可書を参加団体へ交付するものとする。
- 4 ごみの搬入時には、前項の規定により交付された許可書を提示しなければならない。

(町の役割)

第6条 町は、参加団体の活動に対し、次の各号の支援措置を行う。

- (1) 参加者に対する傷害保険の加入
- (2) 藍住町西クリーンステーションに持ち込まれたごみの処理
- (3) 道路の管理上又はアドプト事業の実施上必要な指導及び助言

(覚書の解除)

第7条 町は、参加団体が覚書の解除を申し出た場合、参加団体がこの要領若しくは覚書各条に規定する義務を果たしていないと認められる場合又は道路美化清掃活動団体としてふさわしくないと認められる場合は、覚書を解除するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めがない事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。